



社会保険制度への加入は、
従業員さんの生活を支えます！

21

社会保険制度に加入すると、どのようなメリットがあるのか考えられたことはありますか？

以前こちらのコーナー

で取り上げられた平成28年10月からの「短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大」については、よくご存知のことかと思えます。

また、平成29年4月1日より、社会保険加入者数が500人以下の企業等においても、労使の合意があれば短時間労働者を社会保険制度へ加入させることができるようになります。企業規模に関わらず社会保険適用の拡大が可能となったことはご存知でしょうか。このように現在社会全体が、厚生年

金保険・健康保険制度に出来るだけ多くの人に加入してもらって、社会保障を充実させていこうという動きにあります。

こうした動きの中、会社としては、従業員さんの社会保険制度への加入を進めていかなければならない訳ですが、中には社会保険制度への加入に對し拒否したり、不満を言われる方もいらっしゃるかと思えます。ただ説得するこちら側としても、社会保険加入のメリットや納得してもらおう材料がないと困りますよね。

社会保険制度への加入のメリットは、一言でまとめると、困ったときに従業員さんやそのご家族

の生活を支えてくれるということです。

一番にあげられるメリットは、やはり高齢になったときの生活のサポートが手厚くなるということ。厚生労働省資料によると、平成29年度にもらえる老齢年金は、国民年



れています。

二番目にあげたいメリットは、疾病・負傷、出産により働けなくなった時、健康保険制度により生活の保障を受けられることです。疾病・負傷については就労不可能と認められた期間（待機期間経過後最大1年6カ月）就労できなかつた日に對し、出産に對しては産前産後休業期間中就労しなかつた日に對し、給料が受けられないときに、傷病手当金や出産手当金といった保険給付を受けられます。

当然ながら、社会保険未加入であれば、働くことができない期間給料を受けられなかつたとしても、何の保障もありません。

この他にも、障害状態になったときその障害の状態に應じて受けられる

国民年金に上乘せする障害厚生年金、死亡したときにはその遺族に對し遺族厚生年金及び健康保険からは埋葬料（費）が受けられます。また皆さんよくご存知ですが、扶養している家族がいる場合、世帯全体でみたときに、社会保険料額そのものを抑えることも可能かもしれません。

以上のことから、会社として従業員さんの福利厚生を考えるうえでもよりよい効果をもたらしますし、社会保険制度への加入は従業員さんからの信頼にもつながりますよね。是非とも対象の従業員さんには社会保険制度への加入を勧めてみてください。

（河村つぐみ社会保険労務士事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤栄章